

# 日本福祉教育・ボランティア学習学会 学会ニュース

Japan Academic Association of Socio-education and Service Learning

No.63

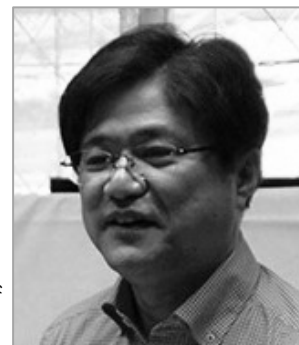
2017年6月20日

発行

発行人：原田正樹 編集委員：佐藤 陽 秋貞由美子 熊谷紀良  
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3番27号 口リ工市ヶ谷3階  
TEL.03-5227-7101 FAX.03-5227-7102 Eメール jimukyoku@jaass.jp

## 副会長の就任にあたって

副会長 田村真広 (日本社会事業大学)



事務局長を2期6年間務め、このたび副会長に就任いたしました。研究推進・研究倫理を主に担当します。原田新会長曰く、本学会を存在感のある学会とすべく、研究と実践を豊かに交流し、発信できる広場を整えたいと思います。ぜひとも会員のみならずからの積極的な発信を期待しております。

日本国憲法が施行70周年を迎えました。福祉教育・ボランティア学習研究において、憲法との関わりを議論する際には、25条の生存権と13条の幸福追求権、26条の教育権に焦点を当てるのが常でした。もちろん、9条の戦争放棄が前提にあることは言うまでもありません。

唐突に聞こえるかもしれませんが、ここでは12条に注目したいと思います。

「第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」

およそ学校では、12条を権利の濫用を戒める条文として教えているか、あるいはスルーしているかのどちらかでしょう。しかし、そのような扱いは改める必要があるのではないのでしょうか。

本学会が積み重ねてきた研究と実践は、まさに12条前半部分の「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」に該当すると言えます。福祉を「みんなのしあわせ」ととらえ直してきたこと、反福祉に抗して自由と権利の新たな広場を築いてきたこと、ボランティアに象徴される不断に「ゆらぐ」営為を追究してきたこと、サービスラーニングによって学校教育の革新と意味ある学びを創造してきたことなどを例示することができます。例示も表現はも尽くせませんが、12条でいう「不断の努力」の具体像を発信してきたことが、本学会の使命を形づくってきたのでありし、具体像への社会的要請はますます高まっていると言えるのではないのでしょうか。

研究倫理とは、禁止行為を列挙したチェックリストのことではありません。研究不正を重ねることは、研究成果の発信による効果や活用による試行実践を台無しにしてしまいます。研究目的を侵害・喪失するという重大な結果を招くことから、不正に誘引されやすい自己を点検し戒めることが求められるのです。しかしながら、研究倫理とは、禁止行為を列挙したチェックリストのことではありません。項目リストに従ってチェックをかけるだけでなく、自己の研究目的と研究行為との関係性を見つめ直すことが要になると言えるでしょう。

本学会の研究と実践にこそ相応しい研究倫理を確立し、研究と実践を推進するために、任期内で(!)不断の努力を重ねていきたいと思ひます。